

ウェストファリア条約研究の現在

——国際法史研究の一側面——

明 石 欽 司

はじめに

第一章 ウェストファリア条約研究の現状

第一節 伝統的評価とその継承

第二節 伝統的評価の見直し

第二章 ウェストファリア条約再評価の諸潮流

第一節 ドイツ国制史研究と国際法史研究の総合

第二節 「二六四八年」の相対化

第三節 相対化の推進

むすび

はじめに

国際法史研究は欧州において近年かなりの隆盛を示している。多数の研究論文が発表されるだけでなく、国際

法史専門雑誌が創刊⁽¹⁾され、更に新たな国際法史概説書が幾つか公刊されるに至っている⁽²⁾。特に、一六四八年のウエストフアリア条約⁽³⁾の研究に関しては、一九九八年が同条約締結三五〇周年に当たることからその前後に幾つかのシンポジウムが開催され、また同時に新たな研究成果が纏められるなどして、一九九〇年代中葉以降かなりの研究蓄積がなされている。それらの中では、国際法史のみならずドイツ国制史や法制史の観点からも考察が為され、同条約に対して伝統的に与えられてきた評価を見直す傾向が看取される。

以上のようなウエストフアリア条約研究の近年の蓄積を背景としつつ、本稿では、それらの諸論考の中で国際法史研究との関わりを有すると思われるものの紹介を主として行う。そして、それらの紹介を通じて、同条約の評価が現在どのように変化しつつあるかを示し、更にその変化が国際法史研究の方法論にとって意味する事柄を考察することを目的としている⁽⁴⁾。

第一章 ウエストフアリア条約研究の現状

第一節 伝統的評価とその継承

まず、ウエストフアリア条約に付されてきた「伝統的評価」とは何なのかについて触れておかねばならない。その最も単純なものは、近代の国際関係と国際法の歴史はウエストフアリア条約とそれによって設定された「国際」関係をもって始まるというものである。このような評価を典型的に示しているものが C. Parry の編集による Consolidated Treaty Series⁽⁵⁾であり、その第一巻は一六四八年の諸条約から始まっているのである。

ここで問題とされるべきことは、歴史研究以外の分野においてこのような単純な「伝統的評価」が無批判に援用されている著作が多々見受けられるという事実である。特に目に付くことは、同条約により設定された近代的

な国家間の関係（そこには国際法的規範も存在している）の総体を「ウェストファリアシステム」とし、それとの比較において現代の国際関係や国際法の変化を考えると、という思考方法である。

このような思考方法は近年の著作でも依然として採用され続けており、それは特に国際政治学や国際関係論の分野で顕著である。その一例として、G. M. LyonsとM. Mastandunoが編者となっている『ウェストファリアを超えて？』と題された論文集⁽⁶⁾が挙げられる。その興味深い表題に示されている通り、同書ではウェストファリア条約が「歴史的遷移」をもたらしたものとみなされ、また「国際関係における古典的なウェストファリア的「道徳」なるものが述べられるなど、頻繁に同条約への言及が為されている⁽⁸⁾。しかし、議論の出発点となるべき同条約自体についての考察は何ら為されておらず、「ウェストファリアシステム」を何らかの共通理解に基づく所与の前提としているように思われる。そして、その共通理解が「伝統的評価」であることは想像に難くないのである。また、M. R. FowlerとJ. M. Bunckの著作においても、主権理論との関連で「ウェストファリア会議は主権国家からなる欧州のシステムの確立を助長した」とやや控え目な表現を用いてはいるものの、結局そのような評価を下した根拠は何ら提示されないままに議論が展開されている⁽¹⁰⁾。このような思考や議論の展開方法を採用することの意図が、或る象徴的文言を使用して思考枠組みの単純化を行うことにより、当該著作の全般的理解を容易にすることにあると理解することは可能である。しかし、斯かる単純化の妥当性や有効性は何ら論証されておらず、仮にこのような議論の展開が許されるとしても、後述する近年の歴史研究の動向を顧慮するところが全く見られないという点が大きな学問的弱点となることは明白である。

国際法研究者によるウェストファリア条約評価においては、以上のような単純な理解はある程度克服されてきている。しかし、その評価の際に同条約中に含まれる特定の条項やそれにより設定される制度に注目して、それらを現存する国際的制度（集団安全保障や国際連合）に関連させるといふ議論も多い。例えば、ウェストファリア

条約締結三〇〇周年に当たる一九四八年に J. Gross が発表した論文においてこのような議論の展開方法が看取される。彼は、国際法や国際関係の歴史にとつて重要と思われる同条約の諸条項を検討し、さらに一六世紀から一八世紀の学説にも言及した後、次に次のように論ずる。「キリスト教共同体の観念に対してリップル・サーヴィスを行いながら、ウェストフリア条約は、諸国家からなる社会を創造するのではなく、いかなる上位の権威をも認めない主権的な絶対主義国家の時代の到来を告げるのみである。」従つて、Gross は慎重な評価を同条約に与えているようにも思われる。¹¹⁾しかしながら、「国際共同体 (the family of nations) 構成員の圧倒的多数の国家による国連憲章への加盟が、最初の偉大な全欧州の乃至世界的憲章であるウェストフリア講和条約をわれわれに想起させる」という冒頭の一文からも理解されるように、彼の問題意識は現在の国際法理論からのウェストフリア条約評価にあることは明白なのである。¹³⁾

このような議論の展開方法は、上に見た「伝統的評価」(乃至はそのイメージ)の無批判かつ無限定な受容とは異なり、実際に同条約の諸規定を参照し、それらを検討する点では学問的評価に値する。しかしながら、歴史的評価という点では依然として大きな問題点を内包する。なぜならば、このような議論においては、現存の国際的諸制度とは一見無関係であるとみなされた条項は考察対象とはされず、同条約の全体像が把握できないことになるからである。次章で紹介するように、神聖ローマ帝国の基本法と欧州全体の法秩序との密接な関連を論証する諸論考が登場している現状を勘案すれば、現存の国際法や国際的制度に由来する観念を議論の端緒とする研究方法が同条約本来の内容に関する理解を歪めてしまう可能性があることを認識できるであろう。また、それ以上にこのような研究方法を巡つて問題とされるべきことは、現在から過去を探ること(それ自体は一つの歴史叙述方法として承認され得るが)が安易に歴史学の現実的有用性を求めるといふ考え方(歴史実用主義)に根差していることである。このような発想に基づく場合には、現存の有用な制度の歴史的背景の説明を歴史学に求めることと

なる。⁽¹⁴⁾ このことは、研究対象とされる事柄が「現在」の尺度によって限定（極端な場合には歪曲）されてしまう可能性を内包すると同時に、歴史学自体の存在意義を現在の有用性という尺度のもとで矮小化してしまう危険性を伴うであろう。⁽¹⁵⁾

いずれにしろ、以上のことから確認されることは、ウェストファリア条約が近代国家と近代的国家間関係の成立にとって決定的役割を果たしたとする「伝統的評価」が、国際政治学や国際関係論のみならず国際法学の研究においても、依然として共通認識として通用しているということである。⁽¹⁶⁾

国際法史概説書においては、比較的早い時期から以上のような単純な理解や評価方法は回避されてきた。これは、国際法史の概説書が歴史的展開の中でウェストファリア条約を扱わざるを得ず、そのため「はじめにウェストファリア条約ありき」というような単純な立場をとり得ないという事情によるものと思われる。しかし、それらにおいても結果的にウェストファリア条約の重要性が強調されていることには変わりない。例えば、国際法史概説書としては今や「古典」ともいうべき地位に就きつつあるA. Nussbaumの『国際法要史』においては、「ウェストファリア条約が少なくとも一世紀の間、欧州の政治体制の枠組みであり続けた」こと、そして近代国際法史の「主要著作がウェストファリア講和条約を出発点としてきた」ことなどが指摘されている。⁽¹⁷⁾ 勿論、Nussbaumは同条約が有する格別な重要性を三乃至四点論じており、⁽¹⁸⁾ 「伝統的評価に与する彼なりの根拠は示されている。また、W. Greweが国際法の通史を六つの時期に区分して論じた際に、彼は第三期を「欧州公法・フランスの時代の国際法秩序」と名付け、一六四八年から一八一五年をその時期に当てている。⁽¹⁹⁾ ウェストファリア条約に対するこのような評価を維持する概説書は、一九九〇年代にも登場している。それはA. Truyol y Serraが一九九五年に公刊した『国際公法史』⁽²⁰⁾ である。同書において著者は「ウェストファリア講和条約が『欧州公法』の基礎であった」ことを強調し、また同条約がそれ以後の一連の諸条約の出発点であった

ことや、それら諸条約の結び付きが「真の欧州国際法典 (*un véritable corpus juris gentium européen*) を構成した」ことを論じている。⁽²¹⁾

このように、国際法史概説書においては、単純な「伝統的評価」が採用されてはいないものの、結局のところそれを肯定する議論が展開されているのである。それでは、最近の国際法史研究における同条約の評価はどのようなものであろうか。

第二節 伝統的評価の見直し

近年のドイツ国制史や国際法史の研究者によるウェストファリア条約研究においては、一九九〇年代以前には余り明確に（或いは自覚的に）論じられていなかった幾つかのテーマについて論じられる傾向がある。それらを列挙すれば、概ね次のようなものとすることができよう。第一に、同条約の前提となる三十年戦争の再評価、第二に同条約とドイツ以外の諸地域・国家の関連性、第三に同条約と思想史の関連性、第四にドイツ国制史と関連させた同条約の再評価、そして最後に「一六四八年」の前後の歴史的脈絡の中での同条約の再評価である。⁽²²⁾

第一の、三十年戦争の再評価については、近代初期の国家形成という観点から三十年戦争を評価する J. Burkhardt の論考が例として挙げられる。⁽²³⁾ 第二のテーマを扱う著作としては、C.G. Roelofsen の「オランダの観点におけるウェストファリア条約の国際法的側面」⁽²⁴⁾ や『歴史雑誌』の特別号に掲載されている P. Sonnino の論文⁽²⁵⁾ をはじめとする諸論文が該当する。第三のテーマを扱う著作は、C.G. Roelofsen のグロティウスと一七世紀国際関係の関わりを論ずる論文⁽²⁶⁾、H. Holzhauser の「グロティウスとミュンスター」⁽²⁷⁾、更に Th.O. Hügin のアルトジウスの思想という観点からのウェストファリア条約評価を試みた著作等⁽²⁸⁾ が挙げられる。

第四及び第五のテーマを扱う諸論考は、章をあらためて紹介することとするが、予め次の三点を指摘しておきた

い。先ず、それらは「伝統的評価」からかなり大きな乖離を示し、また国際法史研究との直接的関連性を有している。次に、第四のテーマを扱う諸論考は、神聖ローマ帝国国制と国際法及び国際関係を関連させて同条約を再評価しようとするものであり、国際法史とドイツ（国制）史の「総合」乃至「融合」とでも呼ぶべき現象を生んでいる。最後に、第五のテーマを扱うものは、ウエストファリア条約または「一六四八年」を絶対視するのではなく、ドイツ史や欧州史の中で相対的位置付けを行おうとするものである。この中では、後述するように、同条約以降の諸々の国家実行や条約規定を検討することによって、「近代国際法と近代国際関係の原点」という評価を相対化しようとするものや、「一六四八年」以降のみならず、それ以前の歴史の中での同条約の再評価を行うものなど、時間的対象や事項の対象には様々な相違が見られる。

第二章 ウエストファリア条約再評価の諸潮流

第一節 ドイツ国制史研究と国際法史研究の総合

神聖ローマ帝国国制と国際法及び国際関係を関連させてウエストファリア条約を評価しようとする試みの例としては、M. Schröderの一九九九年の論考が挙げられる。⁽²⁹⁾ 若干詳細にわたるが、彼の議論の展開を追うこととしたい。

Schröderの問題意識は次の点に示されている。彼は先ず、「長い間、ウエストファリア条約は争われることなく一つの時代の境界であるとされてきた」が、より近年の研究では「ウエストファリア条約をもって一つの時代が始まる、あるいは国際的秩序を造り出す『ウエストファリアシステム』が始まることに替えて、権力政治的諸状況に関連させる」ものが登場していると指摘する。その上で彼は、「それでは、ウエストファリア

条約はもはや特別に注目に値するものではなく、欧州史における多数の講和条約中のひとつに過ぎないのであるか」との疑問を発している。⁽³⁰⁾つまり、Schroder は近年のウェストファリア条約を巡る研究状況の理解に立つ同条約再評価の必要性を明確に意識しているのである。

具体的な議論において Schroder はまず、ウェストファリア条約の中心的諸規定を概観した後に、同条約は「一見したところ、『欧州諸国の基本法』に、そして欧州公法の構成要素になりえない」とし、その主たる理由として欧州の主要国が条約当事国として含まれていなかったことを挙げる。⁽³¹⁾ここで既に彼の評価は「伝統的評価」に疑問を提示しているが、彼は更にドイツ国制史の観点からの評価も加える。そして、例えば、平和の保証に関する規定（IPO 第五条二項二款）も帝国の内外に関わるとし、更に「確かに、平和の保証の中にも帝国の基本的要素が存在しており、それは特に福音派帝国諸身分の保護に目を向ければそうである」とする。⁽³²⁾つまり、彼は帝国の対外的及び対内的な側面からのウェストファリア条約評価を、同条約中の個別規定の検討を通じて行っているのである。

このようにウェストファリア条約の諸規定を具体的に考察した後に、「疑問は極めて限定された解答しか与えられない」と Schroder は考える。その理由は、ウェストファリア条約が「欧州の全ての国家を拘束したものではけっしてない」こと、そして個々の規定は国際法的視角のもとで特に「発達の出发点と見通し」を提供しているとしても、それらは「欧州公法 (Droit Public de l'Europe) のあるいは未組織な国際社会の基本法の具体的な諸規則ではない」ことに求められている。⁽³³⁾

そこで Schroder が注目するのは同条約の哲理 (Philosophie) であり、その哲理が「一六四八年以降の時代に国際法の存続と発展にとって決定的」なものであって、「なによりも先ず、欧州の諸国家からなる社会の秩序原理と構成原理」に関連したとしている。それらの諸原理は「ウェストファリア条約中では、直接的には帝国及

び中部ヨーロッパに向けられた諸決定に見えてくる」のであるが、「それでも全欧州に影響を及ぼしたに相違なかった」と彼は考える。しかも、それらの諸原理には「キリスト教世界の統一体の独立した主権的諸国家への解体」が含まれており、それらは既存の宗教上の関係を損なうことなく、とりわけ精神的上位支配権を拒絶するという意味で自立的な諸国家の関係を形成したとする。Schöderは更に、「国家間関係の形成は、勢力均衡という政治的原理のもとで、そして（特に諸君主の）連帯において生じ」、その連帯は「それら相互の対立における敵対者の絶滅を排除するもの」であり、このように形成された欧州諸国の構造はウエストファリア条約以降一八一五年までの講和条約締結において常に改変されたと論ずる。⁽³⁴⁾

このようにSchöderは、ウエストファリア条約の国際法及び国際関係への影響が理念的・抽象的なものに止まると考えている。しかも彼は、ウエストファリア条約及びそれ以降の諸条約に依然として欠落しているものとして、「永続的な国際的協力の諸要素」を指摘し（それら諸要素は一八一五年から始まる国際法の発達期に漸く成立したとされている）、また、同条約をもつて着手された一種の集団的安全保障の企図並びに国際法上の少数者保護は（仮に、同条約のこれらに関連した諸要素が今日的観点からして特に魅力的であろうとも）欧州公法には属していないとしている。これら諸点からすれば、Schöderはウエストファリア条約に対する「伝統的評価」から距離を置いているようにも思われる。しかしながら、これらの点は「ウエストファリア条約の影響を小さく見積もる充分な根拠ではあり得ない」と彼はいう。なぜならば、「法制史上の現象の意義は現代的観点からのみ決定されべきではなく、発達の中間段階にもまた照らして評価されねばならない」⁽³⁵⁾からである。つまり、現代の国際法理論や国際社会の構造に照らして見た場合に、ウエストファリア条約自体はさほど高く評価されないが、むしろ重要なことは歴史総体の中で文脈に沿って評価することであるとSchöderは主張しているのである。

以上のことから、Schöderの論考では次の二点が明確に意識されていると言えよう。その一つは神聖ローマ

帝国の対内問題と対外問題を総合する方向でのウェストフアリア条約の評価を行おうとする点であり、他は同条約をそれ以降の歴史の中で評価しようという点である。

この第一の点について Schröder と問題意識を共有するのが、H. Steiger の一九九八年の論考である。彼は、I P O 及び I P M の両条約には「欧州国際法と帝国基本法、そして国際的平和と国内的平和が染み渡っている」とする。彼によれば、ウェストフアリア条約はそれら相互を結び付け、解くことのできない統一体を形成させ、また、その統一体の中で同条約が欧州の政治的及び法的秩序の中心的な要素を形成しているのである。そして、この結び付きを通じて帝国基本法は国際法上の地位を保持しているとされる。更に、帝国基本法は国際法上の行為なくして変更され得ず、全欧州的法秩序は中心的構成要素として帝国国制を含有しているとされる。そこで彼は、帝国国制はある程度全欧州的法秩序の基礎であって、その基礎の上に欧州の法秩序が、そして更には平和が存在していると主張している。⁽³⁶⁾

また、H. Schilling の論考も神聖ローマ帝国国制史と国際法史の「総合」の例として挙げておくべきであろう。この論考については既に比較的詳細に紹介されているため、ここでは多くを加える必要はない。⁽³⁸⁾ しかし、同論考では、Schilling の専門分野である宗教的側面を基軸としながら、それを欧州史（それは結局、欧州膨張史としての世界史へとつながるのであるが）の総体と関連させ、その流れの中でウェストフアリア条約を評価するという巨視的展望の中で議論が展開されている点だけは、強調されねばならないであろう。⁽³⁹⁾

第二節 「一六四八年」の相対化

第一章で触れた国際法史概説書は、通史的記述を目的とするため、ウェストフアリア条約乃至は「一六四八年」を歴史全体の中で扱わざるを得ず、それゆえにある程度「一六四八年」を「相対化」することになる。その

意味で近年の国際法史概説書の増加は、ウェストファリア条約評価の相対化傾向に何らかの影響を及ぼしているであろう。それでも、既に見たように、それら概説書は総じて同条約の重要性を確認している。そのような中で国際法史概説書でありながら、同条約の相対化を自覚的に行ったものがある。それはオランダの複数の歴史研究者によって公刊された『国際法史要論』⁽¹⁴⁾である。そこでは同書で採用された時代区分が「特に、一六四八年に何らの基本的な境界が設定されないことを理由として、通常のものから乖離している」ことが意識されている。そして、同条約をヨーロッパ国際法の基礎とする見解が不適切であることの理由の一つとして、歴史記述においては通常一七一三年までの「初期近代」全体が一つの時期として扱われていることが挙げられている⁽¹⁵⁾。

しかしながら、このような「相対化」傾向は、その結果として多様な結論を導き出すことになる。まず、一六四八年以降の歴史の中でウェストファリア条約を相対化しつつも、「伝統的評価」を支持するものがある。例えば、A. Eyffingerは「僅かに三乃至四の真剣な努力のみが何らかの永続的結果を有したものとして言及するに値する」とし、そのようなものとしてウェストファリア・ヴィーン・ヴェルサイユ・(若干の留保を付しつつ)サンフランシスコの各会議を挙げる。そして、「ウェストファリアシステム」という觀念が「過去二・三世紀の間、大いなる神秘化と時代錯誤の主題であった」と指摘する⁽¹⁶⁾。このようにして、彼は伝統的評価を批判する方向にあるように思われる。しかし、彼の論考全体は「ウェストファリア以前」と「ウェストファリア以後」という区分と発想のもとで展開されており、結局のところ「伝統的評価」に回帰しているものと判断される。

それに対して、「近代国際法と近代国際関係の原点」というウェストファリア条約評価の相対化(この点ではEyffingerと相通する)を同条約以降の諸実行の検討を通じて試みているH. Duchhardtは、同条約の歴史的意義をかなり控え目なものとしている。彼は先ず一九八九年の論考において次のような議論を展開した。

彼はこの論考を「国際関係におけるウェストファリア条約の影響の歴史を跡付ける」ものであり、したがって

それは「国家間的分野における一六四八年の平和秩序の永続性について問う」ものであるとして、明確に「近代国際関係の原点」としての同条約の地位を問い直すことを自覚していた。⁽⁴⁶⁾ その上で彼は、一六四八年当時に発生しつつあった「アンシャン・レージュム」における同条約の影響を考察する。そこで彼は先ず、「一六四八年の文書に署名した範囲での」条約当事者が「どれほど恒常的にウエストファリア条約を援用しているか」という問題を設定し、それに対して「ピレネー条約に始まり、ナイメーヘン、ライスヴァイク、そして一七一三乃至一四年の諸（ユトレヒト・ラシュタット・バーデン）条約を経て一七七九年のテシエン講和条約まで（その援用が）継続する」とし、諸国がウエストファリア条約のもとでの平和秩序を援用することを最終的に放棄するのは、ようやく革命・ナポレオン期においてであるとの解答を提示している。⁽⁴⁸⁾ そして、そのような歴史的経緯の中で、ウエストファリア条約の獨創性を「国際法秩序に国家間的基本法乃至は（当時の人がそう呼んだように）基礎法（Fundamentalgesetz）を埋め込んだこと」に求め、その国際法秩序が、たとえ殆どの大諸国にとってその秩序への参加が名目的なものであったにしろ、「ひとつの全欧州的国際法システムの萌芽（Embryo）」として理解され得たことが指摘されている。⁽⁴⁹⁾ このようにして彼は、「確かに、ウエストファリア条約は明示的文言によってある新たな国際法秩序の諸規則及びメカニズムを發展させたものではなかった、ということ（は正しい）とする。⁽⁵⁰⁾ しかし、彼はそこから更に、同条約から直接的又は間接的に導出される帝国等族の同盟能力（それは「勢力均衡」の実現にとって決定的である）や国家平等原則、更には条約保証制度を通じて同条約が実態としてどれだけ欧州の「アンシャン・レージュム」期の国際法及び国際関係に影響を及ぼしたかを論じている。⁽⁵¹⁾ 残念ながら、この論考の結論部分が一六四八年の国家間法・平和秩序と国内的なそれらとの相対化」へと向かうため、必ずしも国家間関係におけるウエストファリア条約の再評価に徹底しているわけではない。⁽⁵²⁾ しかし、そうではあっても、全体を通じて「ひとつの全欧州的国際法システムの萌芽」という控え目な評価が説得的に展開されているのである。

その後 Duchhardt は一九九三年の論文で一七世紀全体の歴史的文脈の中でウエストファリア条約を評価する作業を行い、それを「短命な平和維持システム」としている。⁽⁵³⁾更に彼は、一九九九年の論考⁽⁵⁴⁾において、それまでの見解を維持するだけでなく、政治学及び国際法学において使用されてきた「ウエストファリアシステム」概念の不明確性を指摘しつつ歩を進め、次のように述べている。先ず、彼は「国家形成過程についてある一点に焦点をあわせること、そして最初の国家主権への転換を一七世紀中葉に置くこと、これらのことが最近何十年間かの恐らく殆ど全ての研究動向に矛盾するのである」として、多くの疑問点を提示する。そして、ウエストファリア条約が近代主権国家への道を拓くというような理解に対して、「この想定の方角性に誰も反対はしないだろうが、しかし、ここでも次のことは妥当せねばならない」とした上で、次のように断言する。「一六四八年に焦点を当てることは不適當である」。

Duchhardt と同様にウエストファリア条約以降の歴史的な文脈の中で同条約を評価しているのが、H. Steiger の一九九八年のもう一つの論考である。⁽⁵⁶⁾この比較的長文の論考において Steiger は先ず、「基本法」(Grundgesetz) の意味を確認し、⁽⁵⁷⁾「基本法」としてのウエストファリア条約が帝国法上もまた国際法上も意義を有するとの評価に立つ。その上で彼は、帝国法上 I P O 第一七条二項 (I P M 第一一二条) 及び一六五四年の「帝国最終決定」に見られるように同条約が「基本法」(*lex fundamentalis*) であることは明らかであるが、「基本法」という概念を「法的な欧州秩序」に適用することには、その法規範の意味が過大評価されることになるのではないかと、疑いの余地があると述べている。そして、国際法にとつてのみならず、欧州の政治・国家秩序にとつても同条約が画期的出来事であるとする見解や、欧州公法や新たな国家間秩序の開始を同条約に見るといった見解を紹介する。⁽⁵⁸⁾そこから、同条約の個別の規定を概観した上で、それらの法的効力についても論じ、更に、同条約以後の諸条約との関連性を述べた後に、次のような結論を下す。「基本法の意味を *lex fundamentalis* やドイツ連

邦共和国基本法の如く厳格に理解するならば、ウエストフアリア条約は欧州公法や欧州国際法共同体の基本法ではない。しかし、同条約は法的基礎を設定し、最終的にこの共同体における構造的転換をもたらした。同条約は具体的諸規則を指し示すことによって、事実上一つの時代の出発点をなすのである。それでも、欧州公法を發展させるためには、多大なる一層の發展・明確化・補完が必要とされたのである。⁽⁵⁹⁾ Steigerはこのようにして、「基本法」の意義を問いつつウエストフアリア条約をそれ以後の歴史的文脈の中で相対化することによって、同条約の意義を控え目ながら明確に提示しているのである。

次に、ウエストフアリア条約の後世に対する影響をより詳細に検討する K.-H. Ziegler の諸論考を見ることとしたい。一九九四年に公刊された国際法史概説書において、彼は既に「ウエストフアリア条約はいくつかの規定においてある程度この欧州公法の基本法であった」という慎重な言い回しを用いて、「伝統的評価」とは一步距離を置いていた。⁽⁶⁰⁾ そして、「欧州国際法にとっての一六四八年ウエストフアリア条約の意義」と題された一九九九年の論考において、彼は同条約の歴史的意義の再考に的を絞った議論を次のように展開した。

この論考において彼は先ず「国際法の歴史記述において一六四八年は相変わらず重要な区切りを意味している」こと、そして、近代国際法がウエストフアリア条約をもってまたはその後に発生するという見解が一九世紀において支配的であり、二〇世紀にまで影響を及ぼしていることを認めつつも、そのような見解がその間に古めかしいものとなっていることを指摘する。このような認識に基づきつつも、全く明白な史料を前にする限りで議論のないこととして、W.G. Grewe の言う「フランスの時代」(ウエストフアリア条約からヴィーン会議(一八一五年)に至る時代)の諸々の講和会議及び講和条約にとつての模範や基準としての機能をウエストフアリア条約が果たしたことを挙げる。⁽⁶²⁾ 次に Ziegler は、ウエストフアリア条約の諸条項、即ち、当事者・批准・普遍的平和・捕虜の取扱い・条約違反に対する措置・条約の保証等⁽⁶⁵⁾ についての各条項を具体的に検討した上で、その結果を次

のように纏めている。

先ず、ウェストファリア条約中に登場する何れの指導指針も、そしてそれらの中で利用された何れの法的形式も何ら新しいものではなく、またキリスト教的・西欧的伝統との結び付きも随所で容易に認識され得ることが挙げられている。しかし、彼は「それでも、同条約はその総体において一つの規則集を成しており、その規則集は後の世代にとっての手本として役立ち得たし、また実際に信仰上分裂したヨーロッパ中部の和平とともに実行上神聖ローマ帝国の基本法の一つとなったのみならず、一八世紀の人々が欧州のキリスト教的諸国家の共同体を連合させる国際法と好んで称した『欧州公法』(Droit public de l'Europe; *ius publicum Europaeum*)の基本法の一つとなったのである」とする。更に、同条約の後世への影響として、宗教が今や国家間の領域においてもはやならぬの決定的役割を演じ得なくなつたこと、諸国家がその大きさや国家形態に拘ることなく原則として国際社会の平等な参加者となつたこと、講和条約締結が戦争当事者相互の和解と善隣関係へ導くようになったこと、紛争が可能な限り平和的方法によって解決されねばならない(但し、やむを得ない場合には平和的秩序の防衛のために武器が執られる)とされたことが挙げられている。⁶⁸⁾

このようにして Ziegler は、ウェストファリア条約以前のキリスト教的・西欧的伝統との関連の中で同条約を評価し、そこに含まれている法規範が当時の法律家にとっては「何か殆ど月並みな事柄」⁶⁹⁾ だったとした上で、同条約の後世に対する影響を肯定的に論じている。つまり、彼には「一六四八年」以降のみならず、それ以前を含めたより広範な歴史的経緯の中で同条約の再評価を試みようとする意識があることが理解される。しかし、彼の論考ではそれを主題として徹底的に考究するまでには至っていない。そしてこの点では、同じく一九九九年に発表された別の論考⁷⁰⁾でも彼は同様の趣旨を展開するのみである。

第三節 相対化の推進

最後に、「一六四八年」前後の広範な歴史的経緯の中での同条約の再評価を試みる（その際には同条約自体の分析も行われる）論考を紹介することとしたい。このような視点は、既に紹介した Ziegler や Schröder の諸論考においても存在している。⁽⁷¹⁾しかし、彼らの諸論考ではウェストファリア条約以前の時代に関する検討は極めて不十分であった。それに対して、「一六四八年」を相対化するという視点から、同条約の「伝統的評価」や近年新たに提起された諸問題に対して徹底的な見直し作業を行ったのが R. Lesaffre である。

彼はまず、一九九七年に公刊された論考⁽⁷²⁾で、ウェストファリア条約を講和・基本法・宗教といった三つの側面における解決として評価しつつも、一七・一八世紀の学説によって同条約に付与された重要性は「本当に条約自体に基づくものなのかそれとも後の解釈に基づくものなのか」との疑問を提起している。更に彼は、「近代国際法に対する同条約の寄与は、実際にはそれ以後のドイツの基本法上及び宗教上の解決の欧州化、従って条約の三重の或いは混成的という極めて特異な性格に帰され得るのか、それとも逆に同条約は国際法の発達に影響を及ぼした国際関係に直接的に関わる新たなそして重要な革新的要素を含んだのか」という問題も設定している。そして、これらの問題に解答を与えることを通じて、同条約の再評価が試みられているのである。

これらの問題に対する解答であると判断されるのは、欧州に部分的とはいえ決定的な政治的解決をもたらしたとする見解を彼が支持している部分である。⁽⁷⁶⁾しかし、彼の見解は極めて慎重なものであって、このような見解は「同条約のドイツの講和上・基本法上・宗教上の側面に関する限りにおいて妥当なことであって、国際的講和に関してはそうではない」とされている。そして、同条約を「欧州の基本法」と見なすことを可能とするような要素は極めて僅かであるとし、同条約に与えられてきた「伝統的評価」は後世の学説によって産み出されたものであるとしている。⁽⁷⁷⁾

この結論自体は本稿でこれまでに紹介してきた諸論考の結論ともある程度共通するものであるといえる。だが、Lesaffer の論考のより重要な点は、随所に登場する次のような指摘である。即ち、「単なる講和条約としてのウエストファリア条約の重要性とヨーロッパの講和解決策に関する近代初期の伝統と発展についてはこれまで研究されてこなかった」し、そのために「一六四八年以前の主要な講和条約の研究が必要である」というものである。そして、次に見る一九九八年にルーヴァンリカトリック大学に提出された彼の博士学位請求論文「講和条約及び同盟条約における古典的欧州国家系の法史的展開（一四五三年―一七六三年）と最近の発展（一九四五年―一九九六年）」⁽⁷⁹⁾はこのような問題提起に対する解答模索のための作業であると言えるのである。

Lesaffer はこの論文において、一四五三年から一七六三年までの約四五〇の、そして一九四四年以降の約八〇の休戦・講和・同盟に関する条約を検討対象としており、ウエストファリア条約以前に限っても三〇〇近い条約を挙げている。本稿との関連において興味を引くことは、その時代区分の仕方である。彼は同論文を三部に分けて論じているが、その第一部は一四五三年から一六一〇年まで、第二部は一六一〇年から一七六三年まで、そして第三部が一四四五年以降を扱っている。この中で、第一期と第二期の区分の根拠は次のようなものである。先ず、一四五三年から五五年の時期には、国際政治における三つの極めて重要な出来事、即ち、英仏間の「百年戦争」の終結、トルコによるコンスタンティノープル占領、ヴェネチア同盟条約の締結が生じている⁽⁸⁰⁾。Lesaffer はそこから一六一〇年までの期間が「キリスト教共同体 (*respublica christiana*) から主権的諸国家により構成される欧州共同体 (*Europese gemeenschap*) への長期にわたる移行期間における重要な局面を形成する」としている。そして、仏王安リ四世の死とルイ一三世の即位に始まる一六一〇年から英仏間の「七年戦争」を終結させたパリ条約締結の年である一七六三年までは「欧州公法 (*ius publicum Europaeum*) の拡張期」とされる⁽⁸¹⁾。Lesaffer は「古典的欧州国家系」の発展を、条約という史料を駆使しながら歴史の流れを描くことによって

論じている。その中でウェストフアリア条約の名は当然ことながら第二期の随所に登場する⁽⁸³⁾。しかし、同論文で検討対象とされる五〇〇以上の講和・同盟条約の中のウェストフアリア条約の格別な意義が提示されないばかりでなく、同条約の「伝統的評価」への言及さえも見出されない。つまり、歴史の流れの中で見るならば同条約は「伝統的評価」が主張してきたようなものでは決してない、ということが Lesaffer の評価であると解される。そして、このような評価は、「一六四八年」を歴史の中で徹底的に相対化しようとする意識とその具体的表現方法を見出すことによって、漸く可能とされたものと考えられるのである。

むすび

本稿でここまで紹介してきた諸論考の多くは、帝国国制史や国際法史といった各専門分野においてウェストフアリア条約に対して為されてきた「伝統的評価」に対する再検討を試みている。しかもそれらにおいては、「一六四八年」を歴史的連続性から断絶させた(しかも、条約中の諸規定を断片的に理解した)上で、それを現代的視点から評価するという伝統的評価方法から脱却し、歴史の長期的展望乃至文脈の中で同条約の影響を吟味するという方法が採用される場合が多い。そして、そのような方法的自覚のもとで、同条約の再評価が行なわれている。結果的には、あらためて同条約が大きな意義を有していること(即ち、「伝統的評価」を確認する立場と「伝統的評価」から離れる立場に分かれている。

歴史的文脈の中でのウェストフアリア条約評価を相対化し、その結果としての評価が多様なものとなり得ることについては、既に一九六〇年代初めに W. Preiser によって次のように示唆されていた。

「時代を画した全ての現象についてと同様に、ウェストフアリア条約がそれ以前の事柄の結末及び総括を意味

するの、それとも何か新しいものの始まりを意味するの、かについての論争がなされ得る。そして、両者共にそれなりの議論が展開されるのである。⁽⁸⁴⁾

しかし、このような視点からの再評価が実際に試みられるようになったのは近年の現象であるように思われる。何故このような遅れが生じたのであろうか。その理由の一端は、先の引用部分の直後に続く Preiser の次の言葉からも理解される。

「それでも、国際法的考察にとつては、この領域において構築された新たな秩序と将来におけるその効果についての考えが重きをなすことになるのである。⁽⁸⁵⁾」

即ち、「新たな秩序と将来におけるその効果」についての評価が重要なのである。これは過去を現代から評価するということであり、歴史を「現代的意義」の観点から評価しようとする思考の表明である。（これはまた、第一章第一節でも触れたように、歴史学に現代的（さらには現在の）有用性を安易に付与しようとする思考の反映でもある。）そのような思考のもとで実際に行なわれる研究は、ウエストファリア条約以後の歴史的展開を追う作業が中心とならざるを得ない。その結果、歴史の長期的展望乃至文脈の中で評価しようとしながら、同条約以前の歴史の中で同条約を位置付けるといふ試みが極めて限られてしまうことになるのである。

言うまでもなく、徹底的な歴史相対主義が真に正しいものか否かは争われ得る。しかし、少なくとも次のように述べることは許されるであろう。即ち、「伝統的評価」に安住することなく、相対主義の観点から新たな方法をもって、歴史的に評価が確定してきたとされる事象に再検討を加えることが、歴史研究にとつて（そして、「歴史的事実」とされる事柄によって規定されてきた他の学問分野にとつても）大きな意義を有することは疑い得ないのである。⁽⁸⁶⁾

- (1) 二〇〇〇年の *Journal of the History of International Law/Revue d'histoire du droit international* が創刊された。
- (2) 後述の概説書を見よ。また、次の文献も見よ。C.G.Roelofsen, "History of the Law of Nations: A Few Remarks apropos of Some Recent and Not So Recent Publications", *Grohiana* (NS), Vol. 14/15 (1993/94), pp. 52-8.
- (3) 一六四八年一〇月二四日に署名されたウェストファリア条約は、聖ローマ帝国皇帝とスウェーデン女王を主たる当事者として作成されたオスナブリュック条約 (*Instrumentum Pacis Osnabrugense* (以下「IPO」とする)) と同皇帝とフランス国王を主たる当事者とするミュンスター条約 (*Instrumentum Pacis Monasteriense* (以下「IPM」とする)) からなる。本稿で参照した同条約正文は、Karl Zeuner, *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit*, 2. Teil (2. und vermehrte Aufl., Tübingen, 1913) 所収のラテン語版である。
- (4) 本稿で紹介する文献以前のウェストファリア条約関連文献については、以下の拙稿を見よ。「ウェストファリア条約の研究―近代国家・近代国家系成立過程の検証―(一)〜(六)・完」(『法と行政』(中央学院大学)三卷一号(一九九二年)、『同三卷二号(同年)、『同五卷一号(一九九四年)、『同五卷二号(同年)、『同六卷一号(一九九五年)、『(六)・完』同六卷二号(一九九六年)。尚、本稿執筆中に伊藤宏二「ウェストファリア条約研究における新動向―帝国国制史研究との関連で―」(『ヨーロッパ文化史研究』(東北学院大学大学院文学研究科)第二号(二〇〇一年)八九―一一頁)が発表された。その中核部分は本稿でも触れる。H. Schilling の論考の紹介に当てられている。本稿では、伊藤論文との重複を避けつつ、国際法史の研究動向という観点から紹介と考察を行うこととする。
- (5) C. Parry, *The Consolidated Treaty Series*, Vol. 1 (Dobbs Ferry, New York, 1969).
- (6) G. M. Lyons and M. Mastanduno (eds.), *Beyond Westphalia? State Sovereignty and International Intervention* (Baltimore and London, 1995), x + 324 pp.
- (7) *Ibid.*, p. 5.
- (8) *Ibid.*, p. 62

- (9) See further, *ibid.*, pp. 9, 15, 25, 30, 62, 83, 97, 235-6, 240, 250, 256-7, 264 and 268-9.
- (10) M. R. Fowler and J. M. Bunck, *Law, Power, and the Sovereign State: The Evolution and Application of the Concept of Sovereignty* (University Park, Pa, 1995), p. 65. (その他も同様の思考に基づいて文献を提示する)とは容易である。若干の例として次の文献を挙げよう。M. Zacher, "The Decaying of the Westphalian Temple", James N. Rosenau (ed.), *Governance without Government* (New York, 1992), pp. 58-101; K. Holsti, *Peace and War: Armed Conflict and International Order 1648-1989* (Cambridge, 1991), pp. 37-40. 但し Holsti は「伝統的評価」より控えめな評価をウェストファリア条約に与える場合もある。See, *ibid.*, pp. 40-2.
- (11) L. Gross, "The Peace of Westphalia, 1648-1948", *American Journal of International Law*, Vol. 42 (1948), p. 39.
- (12) *Ibid.*, p. 20.
- (13) Gross は 'J. Bryce の「ウェストファリア条約が」既存の事柄の状況を合法化しただけに過ぎないが、それらは合法化されることによって新たな重要性を獲得した」という評言を引いている。(*Ibid.*, p. 34. 尚 Gross は一八八六年版(三七二頁)を引用しているが、本稿で参照したのは次の版である。J. Bryce, *The Holy Roman Empire* (a new ed., London, 1925), p. 385.) このため Gross にも同条約以前の歴史にも目を向けようとする意識があったようにも思われる。しかしながら彼自身の記述部分にはそのような意識は全く反映されていない。
- (14) 逆に、それは歴史研究が現存する制度の正当化機能を営むことを意味しよう。
- (15) また、「伝統的評価」に依拠した場合、ウェストファリア条約が締結された「一六四八年」を決定的時期として扱い、その前後の歴史の経緯から同条約を切り離してしまいがちであることにも注意を向けなければならない。
- (16) 但し、歴史学一般の理解によれば、「主権」概念と「勢力均衡」という行動原理に基づく「諸国家体系」(Staatensystem)としての近代的国家間関係は、一五世紀末から一六世紀にかけてのイタリア戦争中に見出されるとされている。(一例として、成瀬治「国際政治の展開」『岩波講座世界歴史 14 近代1』(岩波書店、一九六九年)二七―一〇五頁を見よ。)この見解のずれの原因を、伊藤は「国際法上の立場にあっては、そうした主権国家並存体制の確立と成文化を大前提とする」ことに求めている。伊藤、前掲論文、九二頁。

- (17) A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations* (revised ed., New York, 1958), p. 115.
- (18) *Ibid.*, p. 115-7.
- (19) W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984) S.323-498. 尚、同書の英訳版が出版されているが、国際法史研究への関心の近年ははげしく高まりの傍証とならざるべからず。See, W. G. Grewe (M. Biers (trans.)), *The Epochs of International Law* (Berlin and New York, 2000) xxii + 780 pp.
- (20) A. Truyol y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), viii + 188 pp.
- (21) *Ibid.*, p. 66.
- (22) 勿論、以下に紹介する各論者は、寄稿した雑誌や単行書の編集意図や与えられた紙幅等によつて、これらテーマの中の複数を含み得るが、このような分類が一応の目安になるべからず。
- (23) J. Burkhardt, "Dreißigjährige Krieg als frühmoderner Staatsbildungskrieg", *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, Bd. 45 (1994), S.487-499. 亦、次の文献も良し。J. Burkhardt, "Das größte Friedenswerk der Neuzeit: Der Westfälische Frieden in neuer Perspektive", *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, Bd.10 (1998), S.592-612.
- (24) C. G. Roelofsen, "Völkerrechtliche Aspekte des Westfälischen Friedens in niederländischer Sicht", *Rechtstheorie*, Bd.29 (1998), S.175-188.
- (25) P. Sonnino, "Prelude to the Florde. The French Delegation at the Peace of Westphalia", *Historische Zeitschrift*, Beihaft 26 (1998), S.217-233.
- (26) C. G. Roelofsen, "Grotius and the Development of International Relations Theory: The 'Long Seventeenth Century' and the Elaboration of a European States System", *Grotiana* (NS), Vol.18 (1997), pp. 97-120.
- (27) H. Holzhauser, "Hugo Grotius und Münster", M. Schröder (Hrsg.), *350 Jahre Westfälischer Friede: Verfassungsgeschichte, Staatskirchenrecht, Völkerrechtsgeschichte* (Berlin, 1999), S133-137. M. Schröder が編者となったこの著書は、ウェストフアリア条約をドイツ国制史、国法史、教会法史、そして国際法史と見なした観点から論じた七編の論文と巻末に付された羅独対訳形式の同条約の抜粋からなっている。

- (28) Th. O. Hügin, “Der Westfälische System aus der Föderalismus-Perspektive des Althusius: Frühmoderne Konzepte für eine spätmoderne soziale Welt”, *Rechtstheorie*, Bd.29 (1998), S.153-173.
- (29) M. Schröder, “Der Westfälische Friede—eine Epochengrenze in der Völkerrechtentwicklung?”, ders. (Hrsg.), *350 Jahre Westfälische Friede: Verfassungsgeschichte, Staatskirchenrecht, Völkerrechtsgeschichte* (Berlin, 1999), S.119-132.
- (30) Ebd., S.120-1.
- (31) Ebd., S.122.
- (32) Ebd., S.128-9.
- (33) Ebd., S.131.
- (34) Ebd.
- (35) Ebd., S.131-2.
- (36) H. Steiger, “Konkreter Friede und allgemeine Ordnung—Zur rechtlichen Bedeutung der Verträge vom 24. 10.1648”, K. Bubmann/H. Schilling (Hrsg.), *1648 Krieg und Frieden in Europa, Textband 1 (Politik, Religion, Recht und Gesellschaft)* (1998), S.438. なおこの論文については、インターネット上で参照可能である。
<http://www.lwl.org/westfaelischer-friede/wfd-t/wfd-txt1-46.htm>
- (37) H. Schilling, “Der Westfälische Friede und das neuzeitliche Profil Europas”, H. Duchhardt (Hrsg.), *Westfälische Friede—Diplomatie, politische, politische Zäsur, kulturelles Umfeld, Rezeptionsgeschichte* (München, 1998), S.1-32. Schilling のこの論考が収められている著書は、一九九六年一〇月二七日から一一月二日までドイツのシュンスタール市において開催されたウェストファリア条約締結三五〇周年を記念する会議の記録である。同書は五部三九編の論考からなり、それら論考は幅広い分野を扱っているが、概ね欧州史全体におけるウェストファリア条約の位置付け・同条約と欧州各国の関係・同条約のドイツ国制史上の意義・三十年戦争及び同条約の戦史上の評価・同条約の文化的側面といった五つのテーマに纏められて、各部を構成している。
- (38) 伊藤、前掲論文、一〇四—九頁を見よ。

- (39) 尚「Repagen」の次の文献は、ドイツ国内でのウェストファリア講和会議及び条約締結の背景や、その後の政治思想への影響とらった点に関する記述を中心として行っている。それでも、そこに記されている諸事実は同条約の国際法的側面の理解に有用である。K. Repagen, "Der Westfälische Friede: Ereignis und Erinnerung", *Historische Zeitschrift*, Bd.267 (1998), S.615-647.
- (40) A. C. G. M. Eyffinger (red.), *Compendium Volkenrechtsgeschiedenis* (2e druk, Deventer, 1991), x + 223 pp.
- (41) *Ibid.*, pp. 3-4, 43-108. 下記の記述は C. G. Roelofsen によるもの。
- (42) A. Eyffinger, "Europe in the Balance: An Appraisal of the Westphalian System", *Netherlands International Law Review*, Vol.45 (1998), p. 161.
- (43) *Ibid.*, p. 164.
- (44) 特に「次の箇所を見よ」。 *Ibid.*, pp. 173-177.
- (45) H. Duchhardt, "Westfälischer Friede und internationales System im Ancien Régime", *Historische Zeitschrift*, Bd.249 (1989), S.529-543.
- (46) *Ebd.*, S.530.
- (47) ウェストファリア条約は後の条約においてしばしば「相互の友誼と静穏の基礎及び基本」(*basis et fundamentum mutuae amicitiae et tranquillitatis*) として言及されている。 *Ebd.*, S.531.
- (48) *Ebd.*, S.531-2.
- (49) *Ebd.*, S.532-533.
- (50) *Ebd.*, S.533.
- (51) *Ebd.*, S.533-543.
- (52) そのための論文では、前節で紹介した帝国国制と国際法の総合を試みる諸論考との共通点も存在することになる。⁹⁹
- (53) H. Duchhardt, "Münster/Osnabrück as a Short-lived Peace System", Albert P. van Goudoever (ed.), *Great Peace Congresses in History 1648-1990* (Utrecht, 1993), pp. 13-19.

- (54) H. Duchardt, "Westphalian System: Zur Problematik einer Denkfigur", *Historische Zeitschrift*, Bd. 269 (1999), S.305-315.
- (55) Ebd., S.308-309. 以下は Duchardt 著「一六四八年」の重要性については否定した。Ebd., S.309-310.
- (56) H. Steiger, "Der Westfälische Frieden—Grundgesetz für Europa?", H. Duchardt (Hrsg.), *Westfälische Friede—Diplomatie, politische Zäsur, kulturelles Umfeld, Rezeptionsgeschichte* (München, 1998), S.33-80.
- (57) 各論者によるズレはあるものの、概ね「全ての法秩序を担う根本を定置する規範」とされるものが指摘されている。Ebd., S.33.
- (58) Ebd., S.33-34.
- (59) Ebd., S.80.
- (60) K.-H. Ziegler, *Völkergeschichte* (München, 1994), S.181.
- (61) K.-H. Ziegler, "Die Bedeutung des Westfälischen Friedens von 1648 für das europäische Völkerrecht, *Archiv des Völkerrechts*, Bd.37 (1999), S129-51. Ziegler のこの論文の一部は、伊藤により紹介されている。伊藤「前掲論文」一〇二—一二頁を見よ。
- (62) Ebd., S.131-132. その例として、一六七九年のナイメーヘン条約（神聖ローマ皇帝・フランス国王間）において、ならん具体的な変更が合意されなかった限りにおいて、I P M が「相互の友情と公共の静穏」の「確固たる基礎」として確認されたということが挙げられている。（第二条）更に、「皇帝とフランス国王はラシュタット講和条約（一七二四年）において、I P M・ナイメーヘン・ライスヴァイクの各条約を」（ラシュタット）条約の基本及び基礎」と記した（第二条）こと、一七六三年にイギリス・フランス・スペイン間で締結されたパリ講和条約においてもそれ以前の多数の講和条約が提示され、それらが「一六四八年のウェストファリア条約」で始まっている（第二条）ことが指摘されている。
- (63) そこでは、「帝国の全ての諸身分は、それらが署名者として加わらなかった場合（そしてそれが大多数の場合であったのだが）でも拘束されたということ」が特徴的であるとされている。Ebd., S.132-4.
- (64) I P O 第二条及び I P M 第二条。そこには「キリスト教的平和倫理」が反映されていると Ziegler は評価している。

- 9° Ebd., S.143-5.
- (65) I P O 第一六条七項及び I P M 第一〇四条。それらは「極めて人道的な条項」とあるとされる。Ebd., S.146-7.
- (66) I P O 第一七条五・六項及び I P M 第一一五・一一六条。Ebd., S.148.
- (67) I P O 第一七条六項及び I P M 第一一六条。Ebd., S.149.
- (68) Ebd., S.150.
- (69) Ebd.
- (70) K.-H. Zieger, "Der Westfälischen Frieden von 1648 in der Geschichte des Völkerrechts", M. Schröder (Hrsg.), *350 Jahre Westfälische Friede: Verfassungsgeschichte, Staatskirchenrecht, Völkerrechtsgeschichte* (Berlin, 1999), S.99-117.
- (71) Schröder は、ウエストファリア条約研究に際しては、中世や近代初期の *ius gentium* 観念の継続性に注意が払われなければならないと指摘している。Schröder (Ann.29), S.122.
- (72) R. Lesaffer, "The Westphalia Peace Treaties and the Development of the Tradition of Great European Peace Settlements prior to 1648", *Grotiana* (NS), Vol.18 (1997), pp. 71-95.
- (73) *Ibid.*, p. 71.
- (74) *Ibid.*, pp. 74-75.
- (75) *Ibid.*, p. 76.
- (76) *Ibid.*, p. 74.
- (77) *Ibid.*, p. 94.
- (78) *Ibid.*, p. 75.
- (79) R. Lesaffer, *Rechtshistorische ontwikkeling (1453-1763) en recente evolutie van het klassieke Europese stelsysteem in vredes- en alliantieverdragen*, (dissert., Louven, 1998)
- (80) *Ibid.*, p. 2.
- (81) *Ibid.*, p. 42.

- (82) *Ibid.*, p. 208-366.
- (83) 特に、次の個所を見よ。*Ibid.*, pp. 209-25.
- (84) W. Preiser, "Völkerrechtsgeschichte I", *Wörterbuch des Völkerrechts*, Bd. III (1962), S.701.
- (85) *Ebd.*
- (86) この点において、本稿第二章第三節で紹介した Lesaffre 論文は明確に斯かる問題に取り組むものであり、過去一五年ほどの間に進められつつある「ウェストファリア条約の再検討作業」の中でも重要な意義を有するものと考えられるのである。